

1. 件名：新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置の進捗状況に係る面談

2. 日時：令和3年8月18日(水)16時00分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

北條技術研究調査官、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部長、廃止措置部長 他9名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉ふげんが今後予定している廃止措置計画変更認可申請について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

- ・新たに導入するセメント混練固化装置について、申請書及び添付書類において当該装置の設置に係る研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）への適合性を説明する必要がある。このため、廃止措置計画変更認可申請の際は、技術基準規則への適合性の確認結果を添付すること。
- ・原子炉補機冷却系の代替冷却装置の設置及びユニット型空気圧縮機の設置について、性能維持施設の設備構成を変更するものであることから、廃止措置計画変更認可申請においては、設置工事に係る設計及び工事の方法を添付すること。

○原子力規制庁のコメントに対して、原子力機構より、以下の通り返答があった。

- ・セメント混練固化装置の設計は、技術基準規則に準拠するものの、当該装置は専ら廃止措置に必要な設備であるため、廃止措置計画変更認可申請において技術基準規則への適合性の確認結果を添付することは不要と考える。
- ・原子炉補機冷却系の代替冷却装置の設置及びユニット型空気圧縮機の設置について、仮に運転段階において同様の変更があった場合であっても、原子炉設置許可及び設工認の変更が必要となる設備ではないことから、廃止措置計画に当該設置工事に係る設計及び工事の方法の添付は不要と考える。

○原子力機構の返答に対して、原子力規制庁より以下の通り追加でコメントを伝えた。

- ・先の原子力規制庁からのコメントについては、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に定める廃止措置計画の変更の認可の基準への適合性を確認する上で必要な事項であり、何れも廃止措置計画変更認可申請書及び添付書類として示されるべきものである。

- ・具体的な審査は、原子力機構から廃止措置計画変更認可申請を受けた上で適切に行っていく。

6. 配付資料

資料1：「ふげん」廃止措置計画変更認可申請について